

ある県の包括外部監査結果の報告書が手元に届いた。これから年度末にかけて各自治体の報告書が次々に公表されるが、対象となつた部局はその内容が気になるところだろう。また、監査結果報告書については、全国市民オンブズマーン連絡協議会が、毎年秋頃、その内容を検討した結果を包括外部監査評価通信簿（通称「イエローブック」）として公表しており、外部監査人だけでなく、外部監査の発注担当者もその評価結果（ランク付け）に一喜一憂しているようだ。

包括外部監査制度は、自治体における公金の不正経理や国庫支出金の違法・不当支出が社会問題となつたことから、平成九年に法定され、同一年から運用が開始されている。しかし、それ以後も、会計検査院は毎年

のように、自治体による国庫支出金の不正・不当な使途を指摘しているにもかかわらず、外部監査による指摘がほとんどないことなどから、その有用性に疑問が投げかけられ、それを無用とする論もあつたようだが、今のところ、それも収まっているようだ。

ところで、包括外部監査は、財務に関する事



務の執行及び事業の管理のうち、事務を処理するに当たって住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならぬという趣旨と、組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の自治体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならぬという趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について行うものであり（自治法二五二条、監査をする（三七第一項）に当たつては、監査の対象となつた事務事業がこれら

の趣旨にのつとてなされているかどうかに、特に意を用いなければならないとされている（同項）。改めて、これらの規定をみると、財務事務や事業の管理を対象とするものであるが、それは会計処理の適正

妥当さを検証するというよりも、行政判断の妥当性に重きを置くべきものであり、監査の視点としては、会計監査というよりも、事務監査に近いもののようにも思われる。従来の包括外部監査は、監査、財務、事業という言葉から連想される会計検査的なものであると理解され、契約の締結、債権管理、公営企業、財政支援団体

などを対象として、経理処理の適否や経営分析的な観点からする監査報告が多かつたように思われる。また、外部監査人の意識としても、対象とした事務事業において国庫支出金がどのよう利用されているかよりも、当該自治体のお金がどのように支出され、どのような効果をあげているかに重点を置くのが自然であり、その結果、自治体が受領した国庫支出金の使途が適正であつたか否かについて検証するものはほとんどなかつたのは当然のことである（その意味で、冒頭の批判は的外れである）。

包括外部監査に関する法律の定めが、当該事務事業が住民の福祉の増進に寄与しているかどうか、最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、当該事務事業を遂行する組織とその運営が合理的であるかどうかに意を用いて監査せよとしている以上、不適正経理の有無に重点を置いた監査は、不十分というよりも、視点がズレているように思う。

団体の規模の適正化の観点からの監査は制度として無理であるし、実務的にも、これまでの包括外部監査のあり方を見直し、何のための監査かを再確認するとともに、外部監査人の選任の方法についても一考あつてしかるべきである。